

加工食品の原材料の産地表示についてのお問合せ

消費者庁

消費者庁食品表示企画課
〒100-8958 千代田区霞が関3-1-1 中央合同庁舎第4号館
☎03-3507-8800(代) <http://www.caa.go.jp/foods/>



農林水産省

農林水産省消費・安全局消費者行政・食育課
〒100-8950 千代田区霞が関1-2-1
☎03-3502-7804

農林水産省地方農政局・内閣府沖縄総合事務局

名称	電話番号	管轄区域(都道府県)
北海道農政事務所 消費・安全部 表示・規格課	☎011-330-8825	北海道
東北農政局 消費・安全部 表示・規格課	☎022-221-6108	青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島
関東農政局 消費・安全部 表示・規格課	☎048-740-0090	茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、神奈川、山梨、長野、静岡
関東農政局 東京都拠点	☎03-5144-5266	東京
北陸農政局 消費・安全部 表示・規格課	☎076-232-4113	新潟、富山、石川、福井
東海農政局 消費・安全部 表示・規格課	☎052-223-4611	岐阜、愛知、三重
近畿農政局 消費・安全部 表示・規格課	☎075-414-9026	滋賀、京都、兵庫、奈良、和歌山
近畿農政局 大阪府拠点	☎06-6941-9060	大阪
中国四国農政局 消費・安全部 表示・規格課	☎086-224-9409	鳥取、島根、岡山、広島、山口、徳島、香川、愛媛、高知
九州農政局 消費・安全部 表示・規格課	☎096-211-9156	佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島
九州農政局 福岡県拠点	☎092-281-8261	福岡
沖縄総合事務局 農林水産部 消費・安全課	☎098-866-1672	沖縄

独立行政法人農林水産消費安全技術センター

名称	電話番号	管轄区域(都道府県)
農林水産消費安全技術センター 札幌センター	☎050-3481-6021	北海道
農林水産消費安全技術センター 仙台センター	☎050-3481-6022	青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島
農林水産消費安全技術センター 本部	☎050-3481-6023	茨城、栃木、群馬、埼玉、東京、新潟
農林水産消費安全技術センター 横浜事務所	☎050-3481-6024	千葉、神奈川、山梨、長野、静岡
農林水産消費安全技術センター 名古屋センター	☎050-3481-6025	富山、石川、福井、岐阜、愛知、三重
農林水産消費安全技術センター 神戸センター	☎050-3481-6026	滋賀、京都、大阪、兵庫、奈良、和歌山、鳥取、島根、岡山、広島、徳島、香川、愛媛、高知
農林水産消費安全技術センター 福岡センター	☎050-3481-6027	山口、福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島、沖縄

最寄りの各都道府県 問合せ先は、下記ウェブページで御確認ください。
<http://www.caa.go.jp/foods/toiawase2.html>

原料原産地

検索

ご存じですか?!

※平成29年9月1日から順次
全ての加工食品の
原材料の産地が
表示されます!

～産地を見て、商品を選びます～

※平成34年3月31日までは、
食品メーカー等が準備をする
猶予期間としています。



名称	ウィンナーソーセージ
原材料名	豚肉(アメリカ産、国産、デンマーク産)、豚脂肪、たん白加水分解物、還元水あめ、食塩、香辛料/調味料(アミノ酸等)、リン酸塩(Na、K)...
内容量	150g
賞味期限	30.9.30
保存方法	10℃以下で保存してください。
製造者	〇〇株式会社 東京都千代田区霞が関〇-〇-〇

消費者庁
Consumer Affairs Agency, Government of Japan

今後は全ての加工食品に 原材料の産地が表示されます

一部の加工食品にのみ義務付けられていた原材料の産地表示が、全ての加工食品※1に拡大されます。

※1 外食、容器包装に入れずに販売する場合、作ったその場で販売する場合、及び輸入品は対象外です。

今 後

■ 産地が表示されるもの

全ての加工食品の1番多い原材料

■ 表示方法

「国別重量順表示」、「製造地表示」、「又は表示」、「大括り表示」

原則の 表示方法

「国別重量順表示」

名 称 ウィンナーソーセージ
原材料名 豚肉(アメリカ産、国産)、豚脂肪…

2か国以上の産地の原材料を混ざって使用している場合は、多い順に国名が表示されます。この表示方法を「国別重量順表示」と言います。

①「製造地表示」

名 称 チョコレートケーキ
原材料名 チョコレート(ベルギー製造)、小麦粉…



新たな 表示方法

②「又は表示」

名 称 ウィンナーソーセージ
原材料名 豚肉(アメリカ産又は国産)、豚脂肪…

※ 豚肉の産地は、平成〇年の使用実績順

③「大括り表示」

名 称 ウィンナーソーセージ
原材料名 豚肉(輸入)、豚脂肪…



基本的な表示の見方

その商品の内容を表す一般的な名称が表示されます。

2か国以上の産地の原材料を混ぜて使用している場合は、多い順に国名が表示されます。

使用された原材料が量の多い順に表示されます。

名 称	牛豚合挽肉
原材料名	牛肉(オーストラリア、ニュージーランド)、豚肉
内 容 量	100g
消費期限	30.9.30
保存方法	4℃以下で保存
加 工 者	〇〇株式会社 東京都千代田区霞が関〇-〇-〇

消費期限や保存方法が表示されます。

内容量はグラムやミリリットルなどの単位を明記して表示されます。

これまで

■ 産地表示がされるもの

生鮮食品に近いと認識されている加工食品
(22食品群と4品目)

商品数に占める産地が表示されている加工食品の割合

全加工食品の
1割程度



■ 表示方法

「国別重量順表示」のみ※2

※2 一部、原料に特別な事情がある場合については「又は」表示が可能です。

トピック

外食や輸入品等が
対象外なのは
どうしてですか？

レストランなどの外食やお店で調理された総菜など作ったその場で販売される食品は、作った人にその場で確認することができるため、産地表示の対象としていません。

また、輸入品には、どこの国から輸入されたかを示す「原産国名」が表示されているため、産地表示の対象としていません。

産地表示の ここが変わります！

① 1番多い原材料が生鮮食品の場合は、
その産地が表示されます。

原則表示

国別重量順表示

名称	ウインナーソーセージ
原材料名	豚肉(アメリカ産、国産、その他)、豚脂肪、たん白加水分解物…

上のように2か国以上の産地の豚肉を混ぜて使用している場合は、多い順に国名が表示されます。この「国別重量順表示」が原則となります。

産地が、

1か国の場合

豚肉(アメリカ産)

2か国の場合

豚肉(アメリカ産、国産)

「アメリカ産、国産」と表示されていた場合、「アメリカ産」の方が「国産」よりも多く使用されています。

3か国以上の場合

全て表示する場合

▶ 豚肉(アメリカ産、国産、カナダ産、デンマーク産)

3か国目以降を「その他」と表示する場合

▶ 豚肉(アメリカ産、国産、その他)



「その他」とは何ですか？

原材料の原産地が3か国以上ある場合、多い順に2か国を記載し、3か国目以降は、「その他」とまとめて表示されることもあります。

② 1番多い原材料が加工食品の場合は、
その製造地が表示されます。

1番多い原材料が加工食品の場合は、原則としてその製造地が「〇〇製造」と表示されます。

ただし、1番多い原材料に使われた生鮮食品の産地が分かっている場合には「〇〇製造」の代わりに、その産地が表示されることもあります。

原則表示

製造地表示の国別重量順表示

名称	チョコレートケーキ
原材料名	チョコレート(ベルギー製造)、小麦粉、…



表示の意味

チョコレートがベルギーで作られたことを意味します。ベルギー産のカカオ豆を使用しているという意味ではありません。

加工食品に使われた生鮮食品の産地を表示

名称	チョコレートケーキ
原材料名	チョコレート、小麦粉、…
原料原産地名	ガーナ(カカオ豆)、インドネシア(カカオ豆)

表示の意味

チョコレートに使われたカカオ豆の産地が、「ガーナ」、「インドネシア」であることを意味しています。カカオ豆は、「ガーナ」産の方が「インドネシア」産よりも多く使用されています。チョコレートがガーナやインドネシアで作られたという意味ではありません。

トピック

「国産」と「国内製造」
の違いは何ですか？

「国産」は原材料が生鮮食品である場合に表示され、その産地が国産であることを意味します。

「国内製造」は、原材料が加工食品である場合に表示され、その加工食品が国内で作られたことを意味しています。しかし、加工食品に使われた生鮮食品の産地が、国産であるという意味ではありません。

その他、以下のような表示もあります。

又は表示

名称 ウインナーソーセージ
原材料名 豚肉(アメリカ産又は国産)、豚脂肪、たん白加水分解物…

※ 豚肉の産地は、平成〇年の使用実績順

表示の意味

「アメリカ産」と「国産」以外の国の原材料は使用されていません。過去の使用実績等では「アメリカ産」の方が「国産」よりも多く使用されていたことを示しています。

また、「又は表示」をした場合であって、過去の使用実績等における平均使用割合が5%未満の産地は、「アメリカ産又は国産(5%未満)」と表示されます。この場合、国産が5%未満であったことを示しています。

大括り表示

名称 ウインナーソーセージ
原材料名 豚肉(輸入)、豚脂肪、たん白加水分解物…

表示の意味

3か国以上の外国の産地の原材料が使用されています。国産の原材料は使用されていません。

大括り表示

+

又は表示

名称 ウインナーソーセージ
原材料名 豚肉(国産又は輸入)、豚脂肪、たん白加水分解物…

※ 豚肉の産地は、平成〇年の使用実績順

表示の意味

国産を含む4か国以上の産地の原材料が使用されています。過去の使用実績等では、「国産」の方が、「輸入」でまとめた外国の産地の合計よりも多く使われていたことを示しています。



疑問にお答えします



Q1 新たな原材料の産地表示はいつから始まるのですか？

A1 平成29年9月1日から制度はスタートしており、食品メーカー等は原材料の産地を表示する必要があります。しかし、平成34年3月31日までは、食品メーカー等が準備をする猶予期間としています。準備ができた商品から順次表示されます。

Q2 1番多い原材料以外の原材料の産地は表示されないのですか？

A2 1番多い原材料以外に産地を表示する義務はありませんが、2番目以降の原材料についても、食品メーカー等の自主的な取組として産地を表示をすることが望ましいと考えています。

Q3 「A国又はB国」と表示されている商品に、C国が入っていることはないのですか？

A3 「A国又はB国」と表示された商品に、「A国」と「B国」以外の国の原材料は使用されておらず、C国等その他の国の原材料が入っていることはありません。

Q4 表示内容が適正であるかどうかは、誰がどのように確認するのですか？

A4 消費者庁や農林水産省などの国、都道府県や政令指定都市の地方公共団体の職員が、食品メーカーやスーパー等への立入検査等を行い、食品表示の確認を行っています。もし、表示内容が適正でない場合は、改善するよう指導等を行っています。

Q5 表示の意味が分からない場合はどこに問い合わせればよいですか？

A5 まずは、商品に表示されている食品メーカー等のお客相談センターなどにお問い合わせください。また、表示方法に関する一般的な問合せは、消費者庁の他、農林水産省、地方農政局、農林水産消費安全技術センター、都道府県等がお答えします。